

令和4年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会
教育部会（第33回）

1. 日 時 令和4年11月29日（火）13:15～13:54

2. 場 所 永田町合同庁舎 7階特別会議室
（東京都千代田区永田町1丁目11番39号）

3. 出席者

（委員）

岩崎部会長、島本委員、工藤委員

（関係府省庁）

文部科学省大臣官房 水田文部科学戦略官

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 堀野課長

文部科学省高等教育局高等教育企画課 山下課長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課 滝波課長

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 松田参事官補佐

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 山田専門官

（事務局）

内閣府地方創生推進事務局 三浦審議官、曾我参事官、矢野参事官補佐

4. 主な議論経過

「学校設置会社による学校設置事業（特例措置番号816）」

○特例措置番号816「学校設置会社による学校設置事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料1 ①、③ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2 ② に基づき説明を行った。

○委員等による主な発言内容は、以下のとおり。

- ・（委員） 確か不登校生に対する教育機会提供やインターネットを使った新しい教育スタイルの台頭がメリットとして散見される一方で、もとより、この助成金やタックスのメリットがないために赤字がすごく多かったように憶えています。かつ、ずさんな経営が出てきたということで、「是正」に至ったと思うのです。そして前回の議論では、しっかりセーフティーネットを担保しつつ自治体も含めたモニタリングの強化が必要だ

という結論に至ったと記憶しております。今回は、そういう体制が整ったので、その辺がしっかりとアンケートで確認できるかということと、学校法人への移行も今までに随分出ていたと思うので、そういうニーズについても双方のアンケートでしっかりとフォローアップができているといいなと思います。アンケート内容を見る限りは一通り網羅されているなと思いますが、この辺はしっかりと調査結果に反映されてくるという認識でいいのですよね。

- ・（委員） 認識してよろしいかという確認かと思いますが、いかがでしょうか。
- ・（関係府省庁） 御指摘のとおりでございます。まさに自治体できちんと指導監督体制が組まれているかということと、学校法人への移行のニーズも、実際に移行したところに確認するなどして、アンケート調査の中でしっかりとつかんでいきたいと思います。
- ・（委員） ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- ・（委員） 今のところは、特にございません。大丈夫です。
- ・（委員） 学校教育には公的側面があるということ文科省の方々は重々お考えかと思えます。その観点から、株式会社設立の学校の継続、経営状況、学校法人化のそれぞれについて、状況や実態を把握するための丁寧な調査をやっていただきたく思います。同時に、内閣府の立場に立てば、多様な教育機会の提供や少数の者の一定ニーズに公教育が応えられない部分に関し株式会社によってそのようなニーズに対応ができるのであれば先駆的試みの後、一定の状況を踏まえて学校法人化していくことも一つの方向性ではないかと思えます。一方、保護者が同意するものであっても、その教育を受ける子供に不利益が生じるようであれば、速やかにかつ適正に是正する必要があることは言うまでもなく、不適切な事例が生じた経緯もあることから、評価やチェック体制を努めて行っていただくことをお願いしたいと思います。一般に、株式会社などの規制緩和を行う場合、公教育以上の厳しいチェックが求められると理解するのが適切かと思えます。その体制づくりをお願いしたいと思います。
- ・（関係府省庁） まさに御指摘のとおりだと思います。きちんと特区としてこれまで認定してきたわけですから、しっかりと特別に規制緩和をしたことがどんな効果を生んでいるのかということを中心にきちんと把握して、いいものはいいということでしょうし、問題があればそれは速やかに是正するという事だろうと思いますので、内閣府の方々と協力して、しっかりと実態をつかめるよう調査をしていきたいと思えます。
- ・（委員） 今のお答えを受けて、質問なのですが、規制に対する特例措置によって株式会社の経営だった学校が、学校法人化していくケースを文科省側ではどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。
- ・（関係府省庁） 株式会社立の学校で経営していく中で、いろいろな御事情の中で学校法人化をしたという事例は現に存在しております。その辺りは、先ほども少し触れられていたと思いますが、税の優遇措置の問題あるいは助成金のある・なしの問題

があらうかと思ひます。この辺りは、この制度をつくる段階においていろいろな御議論があつたと承知しておりますけれども、株式会社が教育に参入することにつきましては、憲法上の制約もございますので、こういった助成金を出すことにはしない形の中でやっていくということで制度化されたと承知をしています。そういった中で、経営面の問題から学校法人化をしていくという場合は、当然、私学助成という形の助成金が入ってくる、あるいは、税制上の優遇もあるということになりますので、そういった部分の言わばメリットもあらうかと思ひます。そういった実情につきましても、今回の調査で把握を進める中でまた可能な限り明らかにしていきたいと考えているところでございます。

- ・（委員） ありがとうございます。何かほかにもございますでしょうか。
- ・（委員） 今回の質問票というより、せつかく文科省の方がいらっしゃるので、1つ質問があります。これは構造改革ブームの頃に出てきた大型案件で、非常に期待も大きかったのですが、時間とともに弊害が出てきたことで、ある種、経営と教学の両立が難しいということが明らかになった案件でもあると思ひます。ただ、セーフティーネットといいますか、既存の教育の機会はしっかりと維持していく必要があると思ひます。新規で特区に登録される場所は今もまだ出てきているわけですよね。その新規分に対するガイドラインとかは、今後、こういうアンケートを通じて特区としての枠組みを修正していく事になるのですか。
- ・（事務局） 区域計画の認定自身は現在でも関心があるところはございまして、直近では、今年の11月に、千葉県勝浦市において区域計画の認定がなされたところでございます。御指摘いただいた区域計画の認定の要件などにつきましても、調査結果などを踏まえて、またもし必要があれば見直していく可能性はあると承知しております。
- ・（委員） もう一つ質問ですが、株式会社設立学校に対するいわゆる保護者側のニーズというものは、どのように把握されていますでしょうか。公教育ではない多様な教育、あるいは、少数の者の特定のニーズはどのようなものがあるか。把握されていることがあれば、お教えいただきたく思ひます。
- ・（関係府省庁） 保護者側のニーズについてはあまりつかめていないということが現状でございます。
- ・（委員） 分かりました。
将来的に、数としては少ないもののどうしても公教育で対応できないような個別のニーズを株式会社設立の学校が受皿になるような事例がもしありましたら、この規制緩和に関する特例の有効性ということにもなるかと思ひますので、その点も御承知おきいただけるとよいかと思ひました。
私からは、以上です。
- ・（委員） 不登校児に教育機会を提供することのみならず、教育のバラエティー、多様化という観点、あるいは、特に海外の会社で働いていると日本の優秀な学生が海外の大学でチャレンジをするというケースもすごく増えているので、この教育の在り方も多様

性を認めていく時代なのだと思います。したがって、この枠組みは残したほうが良いと感じておりますが、既存のモニタリングのところだけではなくて、この入り口のところのフィルタリングが大事だと思います。どういうインセンティブでこうした特殊な株式会社立の学校にチャレンジしようとしているか、という点についてフィルタリングをしっかりとすれば、全国展開は難しいと思うのですが、特区という制度としては維持できると思うので、そのところがしっかりできるような、あるいは、どこが問題かということを出出できるようなアンケートになるといいなと期待しています。これは感想です。

- ・（事務局） ありがとうございます。

その点は、多少の補足をさせていただきますと、評価・調査委員会の調査票案ということで、143ページを御覧いただきますと、問いのQ13、「当該学校に通う児童生徒の保護者への質問」ということで、学校への入学を選んだ理由、入学してからの効果などにつきましてお聞きするという案を御用意しました。こういった問いへの答えなども見ながら、ニーズについても、回答を刈り取った後に一定の情報を集約していければよいなと考えております。

以上でございます。

- ・（委員） ありがとうございます。
- ・（委員） ありがとうございます。よろしいでしょうか。
- ・（委員） はい。大丈夫でございます。
- ・（委員） ありがとうございます。

そのほか、事務局も含めて、何かございますでしょうか。

今回お示しいただいた調査内容で、大枠はいろいろなことをお聞きいただけるようなので、丁寧に結果を精査していただいて、今後の方向性を決めていただければと思います。

特例措置番号816については、以上といたします。

ありがとうございました。

特例措置番号816については、以上といたします。

ありがとうございました。